

三鷹市が「地域福祉優秀実践賞」を受賞しました

☎地域福祉課 ☎内線2662

地域福祉に関する優れた実践を表彰する「地域福祉優秀実践賞」に三鷹市が選ばれました。この賞は、日本地域福祉学会が地域福祉の一層の発展と向上に寄与することを目的に平成16年度から行っているものです。



河村孝市長と七つの地域ケアネットワーク代表者のみなさん

今回の受賞は、三鷹市のこれまでのコミュニティを基盤とする取り組みや市民参加を重視した合意形成、地域活動者の育成とともに、七つのコミュニティ住区を基盤エリアとして、地域の住民団体や関係団体が連携する支え合いの仕組みである地域ケアネットワークの取り組みが評価されたものです。



7月19日(日)から元気創造プラザでWi-Fiが利用できます

☎情報推進課 ☎内線2142

災害時における通信手段の確保や、平常時の利便性向上のため、同施設での無料のWi-Fiサービスを開始します。詳しくは市ホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。



- SSID(ネットワーク名)** Mitaka_City_Free_Wi-Fi_Plus
- 利用可能範囲** 同施設屋内(Wi-Fiマーク(上記)の近く)
- 利用時間** 1回60分(回数制限なし)
- 利用方法**

同施設内で、利用したい機器のWi-Fi設定からSSID「Mitaka_City_Free_Wi-Fi_Plus」を選択し、「インターネットに接続する」を選択する

- メールアドレスまたはSNSのアカウントで接続する
- 「Japan Connected-free Wi-Fi」のアプリで接続する

右記二次元コードを読み取るとアプリのダウンロード画面に遷移します。



Android端末用



iOS端末用



三鷹ネットワーク大学 講座案内

〒181-0013 下連雀3-24-3 三鷹駅前協同ビル3階
☎40-0313・FAX 40-0314・HP <https://www.mitaka-univ.org/>



☎いずれも同大学

※受講の申し込みには受講者登録が必要です。講座の詳細や受講者登録など、詳しくはホームページ(上記二次元コード)をご覧ください。

サイエンスカフェみたか「統計でウソをつく方法—新型コロナウイルスなど身近な事例によるデータサイエンス入門」(オンライン講座)

☎8月21日(金)午後7時~8時30分

人20人

講 トランスコスモス・アナリティクス(株)取締役フェローの萩原雅之さん

¥500円

☎7月21日(火)午前9時30分からインターネットで同大学へ(先着制)

人生100年時代を考える「『資産運用の基礎』税制優遇制度の賢い活用術—資産形成の基本と老後の取り崩し方を解説」

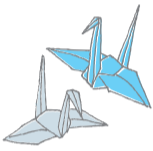
☎8月26日(水)午後3時~4時30分 人20人

講 エムエムウェイ合同会社顧問でファイナンシャルプランナーの荒武誠さん

☎当日同大学へ(先着制)

◆「おうち時間」を充実させる動画を配信しています

毎月4本の講座をHP <https://10mtv.jp/mitaka-univ/> (右記二次元コード)で無料配信しています。講座は毎月月初に入れ替え、月末までの期間限定で公開します。



平和への願いを込めた千羽鶴をご提供ください

☎企画経営課 ☎内線2115

8月3日(月)~31日(月)に実施する「平和展」で展示する千羽鶴をご提供ください。千羽鶴は長さ1.2m以内で、すべて糸でつなげてフックに掛けることができる状態にし、差し支えなければ名札もお付けください。

☎7月31日(金)までに同課(市役所3階)へ

三鷹台第1駐輪場 学生応援キャンペーン

☎(株)まちづくり三鷹 ☎40-9669

通常は月額1,000~1,500円で貸し出している同駐輪場の屋上区画を、月額500円で貸し出します。この機会にぜひご利用ください。

受付台数 64台

人 学生

所 三鷹台第1駐輪場(井の頭2-1-19)

☎月~土曜日(祝日を除く)午前6時

30分~午後8時に学生証など学生であることを証明できるものを同駐輪場管理事務所へ(先着制。令和3年3月契約分まで)



消費者相談窓口から 332 通信販売の「定期購入」にご注意を

☎消費者相談窓口 ☎47-9042

相談事例1

インターネットの「お試し価格500円」という脱毛クリームの広告を見て、興味を持ち注文した。商品が届いたので、代金はコンビニで支払った。1カ月後、同じ商品が届いて8,800円の請求書が入っていた。1回限りだと思っていたので、驚いて通販会社に電話をしたが、「4回の定期購入になっているので解約できない」と言われた。広告では定期購入だと分からなかった。

(20代・男性)

相談事例2

動画サイトで「通常価格14,000円のダイエットサプリメントが今なら限定300円」という広告を見て注文した。商品が届き、同封されていた明細書に次回お届け日の記載があったので、不審に思い通販会社に問い合わせると「3回までの商品購入が条件の定期購入だ。広告にも記載している」と説明された。広告中に大きく表示された「注文する」というボタンを押したら、自動的に氏名や住所を入力する画面に移動したのでそのまま注文したが、購入回数の条件は見えていない。「解約に応じるとしても通常価格を支払ってもらう」と言われ、納得できない。

(40代・女性)

アドバイス

「お試し」や「限定」などの言葉を使い、格安で購入できる金額で広告し、高額な定期購入の契約をさせるトラブルが増えています。定期購入が条件であることや、期間中に解約できないことは、広告や注文画面をしっかりと確認しないと読めないような場所に書いてあることも多く、トラブルの原因になっています。格安だからといってすぐに注文ボタンを押さず、ページの隅々までしっかりと確認しましょう。また、申し込み画面のスクリーンショットを撮るなどして、契約内容を記録しておくことで安心です。

なお、インターネット通販をはじめ、通信販売ではクーリングオフ制度がありません。クーリングオフとは、訪問販売や電話勧誘販売など消費者にとって不意打ち的に行われる特定の取引について、いったん契約した場合でも、本当に必要なかどうか冷静に考える期間(クーリングオフ期間)を設けた制度です。そのため、通信販売のように消費者自らの意思で商品を選び購入する場合は適用がありません。

解約するため、事業者に電話をかけているがつかまらないという相談もあります。その場合は時間帯を変えてかけ直してみましょう。困ったときはすぐに消費者相談窓口または消費者ホットライン☎188にご相談ください。